

奈良県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

				番 号	路 線
				区 <	

2 8 0				
左岸先）から 大和郡山市番条町四六九番二号地 先まで	大和郡山市番条町四六三番地二号 地先から 大和郡山市番条町三五二番二号地 先まで	大和郡山市筒井町（佐保川堤防右 岸先）から 大和郡山市馬司町七九三番三号地 先まで	大和郡山市馬司町（佐保川堤防右 岸先）から 大和郡山市馬司町七二一番二号地 先まで	大和郡山市長安寺町（佐保川堤防 右岸地内）

四

供用開始年月日

平成二十九年十月十三日